

『中等数学一 第一類』墨ぬり教科書について

On a Painted-out Textbook of “Secondary Mathematics 1, Category I”

片 岡 啓

Kei KATAOKA

(和歌山大学教育学部)

2010年11月2日受理

1. はじめに

戦後、学校教育は昭和20年の夏以降直ちに再開され、小中学校においては昭和21年度末まで旧制度で運営された。21年度には暫定教科書が発行されたが、それまでの間は戦時中までのものが引き続き使用されることとなった。その際「差し当たり訂正削除すべき部分を指示して、授業上遺憾なきことを期する」¹⁾として実施されたのがいわゆる「墨ぬり」であり、小学校(国民学校)においては主として国語、及び算数について詳細な指示が出され、全国の教室で実際に行われた。国語については復刻され²⁾、現在でも容易に目に行うことができる。

墨ぬり指示の経過は後節で簡単に要約するが、国民学校国語及び算数以外は結局具体的な指示が出されることはなく、各府県や学校の判断で行われた。そのため、「具体的にどのような部分が削除されたのかは、現存する墨ぬり教科書からしか見ることができない」³⁾。もちろん中学校でも戦後すぐ授業が再開されるが、教科書の供給自体が充分でないため、「この時期の中学校用の数学教科書で実際に墨が塗られ、かつ現存しているものはきわめて少ない。」⁴⁾

実際これまでに報告されているのは2種類に限られているが、今般、和歌山県海南市にある市立海南歴史民俗資料館の協力により、それらとは別の、墨ぬりの施された旧制中学校用教科書『中等数学一 第一類』があることが分かり、ここにその内容を報告することにした。

2. 昭和20年前後の使用教科書

戦後の新制中学校は昭和22(1947)年のスタートであり、昭和20、21年度に使用された数学教科書は、学年によりやや複雑である。中学校教授要目は昭和17年に改訂された後、翌18年の制度改革に伴って再改訂されたため、それぞれの要目に沿った教科書が発行されることになった。表1の上段2行はそれぞれの要目に基づく教科書の発行状況である。

昭和17年の要目に基づく教科書『数学 中学校用』第一類、第二類は、当時発行が1種類のみであったものの制度的には検定教科書で、昭和19年までに1～5年生用が発行されている。一方昭和18年の要目に基づく教科書『中等数学』第一類、第二類は、文部省著作の国定教科書となり、昭和19年に1、2年生用までしか発行されなかった。21年には、18年の要目に基づいたものながら戦時中のものとは内容を異にした『中等数学』が暫定教科書として1～4年生用すべて発行された。したがって、17～20年度旧制中学に入学した生徒が実際に使用した教科書は、表1の下段4行に示したような形になった。昭和18年入学生は、学年進行に従って教科書の種類が変化する複雑な経過をたどった⁵⁾。

墨ぬりの対象となったのは、基本的には表1の昭和20年度に網掛けで示した『数学 中学校用』(検定)の3、4年生用、『中等数学』(国定)の1、2年生用である。写真1に暫定を含め3種類の教科書の一例を示し

表1 教授要目と教科書

		昭和17	昭和18	昭和19	昭和20	昭和21
教授要目と教科書発行	17年教授要目	(実施)	数学中学校用 1～3年(検定)	数学中学校用 4、5年(検定)		
	18年教授要目		(実施)	中等数学 1、2年(国定)		中等数学 1～4年(暫定)
生徒使用教科書	17年入学	1なし	数学2(検定)	数学3(検定)	数学4(検定)	中等4(暫定)
	18年入学		数学1(検定)	中等2(国定)	数学3(検定)	中等4(暫定)
	19年入学			中等1(国定)	中等2(国定)	中等3(暫定)
	20年入学				中等1(国定)	中等2(暫定)

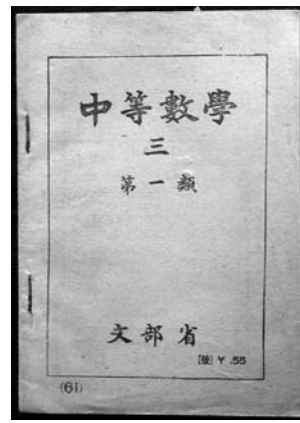


写真1

左：『数学 中学校用』
（写真は1 第一類）
中：『中等数学一 第一類』
（本小論で述べる墨
ぬり教科書）
右：『中等数学三 第一類』
（戦後発行された暫
定教科書）
（左は東京学芸大学図書
館、他は海南歴史民俗資
料館所蔵。）

た。

参考文献 [1] ~ [4] において紹介されている中学校数学の墨ぬり教科書は、国定『中等数学一 第二類』、及び検定『数学3 中学校用第二類』の2種類であり、[1] には前者の一部が具体的に紹介されている。図に描かれたほこら(祠)と「二階の教室から氏神の社が見える…」という文章を含む問題が全文削除され、国家神道に関わる内容の削除を求めたGHQの指令に基づくものであることがわかる。

3. 「墨ぬり」の経過

終戦直後から墨ぬりの行われる経過を、簡単に整理する。墨ぬりは、戦後すぐ昭和20年9月から文部省の独自の措置として始まり、同12月以降GHQの指示によって、新たに、より徹底されるという経過をたどる。以下、発せられた通知や指示の順に記す。

昭和20年8月28日「時局の変転に伴う学校教育に関する件」⁹⁾(文部次官発)では早期の授業再開を求めるとともに、「教科用図書、教材等の取り扱いに付ては…(中略)…その一部の授業の省略等適宜措置すること」と指示された。「省略」という文言で削除の必要を示したが、措置内容についての具体的指示はない。

同20年9月15日「新日本建設の教育方針」⁷⁾(「文部省公表」)が続いて発表され、新しい方針として「ますます国体の護持に努めると共に軍国的思想及び施策を払拭し平和国家の建設を目途として」平和愛好や知徳の水準向上を目指すとした。「なお『国体の堅持』が強調されていたことは注目される」⁸⁾との解説がある。「戦時的教育訓練を一掃」「軍事教育は之を全廃」「戦争に直結したる学科研究所等も平和的なものに改変」するとして、教科書については「根本的改訂を断行しなければならぬが差当り訂正削除すべき部分を指示して授業上遺憾なきことを期する」と記されている。その具体的な内容は次の通知によってまず簡単に例示される。

同20年9月20日「終戦に伴う教科用図書取扱方に関する件」⁹⁾(文部次官通牒)では「追って何分の指示あるまで現行教科用図書を継続使用し差支なきも…(中略)

…適当ならざる教材につきましては左記により全部あるいは部分的に削除し又は取扱に慎重を期する」としてその基準となる次の五つをあげている。(イ)国防軍備、(ロ)戦意高揚、(ハ)国際の和親を妨げる、(ニ)現実と著しく遊離、(ホ)その他承諾必謹(天皇の言葉を慎んで聞く)の点に鑑み不適當。通知は中学校も含むものであったが、削除すべき内容については「一例を国民学校後期用国語教科書につき示せば」として高等科2年までの単元名を列記するにとどまり、「尚全教科科目につきましては追て之を指示す」で終わっている。

この通知の日付が以下で述べるGHQの指示より前であることから、「このときの“墨ぬり”は連合国軍の指示ではなく、文部省の独自の判断で自主的に行われた」¹⁰⁾点に注意が必要である。なお、文献[1]にはこの通知により「墨で黒く塗りつぶすよう指示した」¹¹⁾とあるが、通知文の中にそうした具体的な方法は記されていない。

同20年10月14日「中学校高等女学校学徒勤労動員解除に伴う学力補充に関する件」¹²⁾(文部省国民教育局長通達)では中学校の学力補充の重点を数学と理科とし、最高学年で週4~5時間増やした上で実施する内容を一覧表で示している。教科書については9月20日の通知を再確認するとともに、「削除すべき箇所は追て何分の指示相成るべきに付右に依り適切なる措置を講ずること」と記しているが、これ以降も中学校に対する教科書の削除修正について具体的な措置が通知されることは結局なかった。

教育に関する占領政策は、このあと連合国軍から「いわゆる『四つの覚書』として重視される指令」¹³⁾として発せられる。

同20年10月22日「日本教育制度に対する管理政策に関する件」¹⁴⁾(連合国軍最高司令官総司令部(以下「GHQ/SCAP」)では、教育内容について「軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止」し、教科書も「軍国主義的乃至極端なる国家主義的イデオロギーを助長する目的を持って作成せられたる箇所は削除せらるべき」と指示した。これがGHQが出した教科書に関する最初の指令である。

同20年10月30日「教員及教育関係者の調査・除外・認可に関する件」¹⁵⁾(GHQ/SCAP)が第2の指令であり、軍国主義的思想を持つ教育関係者の排除を示したものである。

第3の指令となる同20年12月15日「国家神道・神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督並に弘布の廃止に関する件」¹⁶⁾(GHQ/SCAP)では、神道の教義や信仰が歪曲されて「侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並びに過激なる国家主義的宣伝に利用」されたと指摘し、「神道及び神社に対する…(中略)…あらゆる公的要素の導入はこれを禁止する」とした。その上で教科書について「之を検閲しその中よりすべての神道教義を削除すること」に加え、神社参拝や祭式、儀式を禁じた。教育機関だけでなく、行政や研究機関などすべてにわたる徹底した指示であった。9月20日のまでの文部省通知では神道にかかわる内容が含まれていなかったことから、「祠」や「氏神」に墨ぬりされた教科書について、長崎は「神道に関する内容が削除されており、GHQの指示が出た10月22日以降に墨ぬりされたと思われる」¹⁷⁾と指摘している。

同20年12月27日「教科用図書取扱い方に関する件」¹⁸⁾(文部省教科書局長)では9月20日の通知以降、削除訂正箇所について連合軍最高司令部と打ち合わせ中であるので、追って指示するまでは「取り敢えず右通牒の趣旨に則り図書中不適当なる箇所には必ず削除訂正」するよう、念を押す形で通知している。

同20年12月31日「修身・日本歴史及地理停止に関する件」¹⁹⁾(GHQ/SCAP)では10月30日の指令に基づき、これまで「軍国主義的および極端な国家主義的観念のある種の教科書に執拗に織込んで生徒に課し、かかる観念を生徒の頭脳に植え込まんが為に教育を利用」してきた修身、日本歴史および地理の科目をただちに廃止し、教科書および教師用参考書を「全部回収すべし」と強い指示が出されている。他の教科における教科書の削除訂正も同様の姿勢であったことがうかがえる。文部省もこの時期から教科書への指示を以下のように急速に強めるようになる。

同21年1月10日「修身、国史及地理科停止に関する件」²⁰⁾(文部次官)は20年12月31日の指令を添付して「取り敢えずこの段送付に及び」、細目は別途指示するとだけ記し、翌日細目を発している。

同21年1月11日「修身、国史及地理科授業停止に関する件」²¹⁾(文部次官)では国民学校からすべての中等

学校、師範学校にこれらの授業をただちに停止し、空いた時間は他の教科や学力補充、体育、食糧増産に当てるよう指示した。これに伴う法令の改正や学籍簿の扱いなどは、3月までに後追いつ的に出されている。

同21年1月17日「日本教育制度に対する管理政策適用に関する件」²²⁾(GHQ/SCAP)では、修身、国史、地理以外は、削除訂正を行った上で現行教科書を一時的に使用できることを再確認するとともに、削除訂正した暫定教科書の発行も促している。

同21年1月25日「国民学校後期使用図書中の削除修正箇所の件」²³⁾(文部省教科書局長)は前年12月27日の通知をようやく具体化したもので、国語(初等科1年～高等科1年)と算数(初等科3～6年)の削除修正内容について一覧表で示し、漏れがあれば必ず削除修正して使用するよう念を押している。また21年度使用教科書については暫定教科書の編集が進行し、「極力促進しつつあり」と伝えている。算数について表示されたものの一部を示す。神社や戦地に関する記述に注意が

表2 1月25日通知文による削除修正の指示例

巻	原文	修正文
一	鳥居ヲクグッテ 挿図中ノ「オ宮」	ポストノ前ヲ通りスギテ 花子ノ家
六	問題(2)ノ中「神戸」「ジャ カルタ」「三五九五海里」	「横濱」「サンフランシス コ」「四五二五海里」

払われている。

こうして、早いところでは20年9月から、また年が明けて21年からはいっそう徹底して墨ぬりが実行されることとなった。ごく一部を除き、「多くの府県では、9月20日及び1月25日の文部省通牒を移牒の形で管下の学校に削除を指示している」²⁴⁾。しかし、「中学校や高等女学校の数学科の教科書については、国民学校の理数科算数のような具体的な削除の指示は、GHQ/SCAPからも文部省からも出されなかった」²⁵⁾のである。

4. 『中等数学一 第一類』墨ぬり教科書

今般発見した教科書を墨ぬりされていないものと比較する際、元になる教科書についてやや込み入った事情がある。昭和18年の教授要目に基づく国定教科書『中等数学一 第一類』は少なくとも3種類発行されているという点である。

表3 『中等数学一 第一類』(国定)の発行状況

	中等数学	印刷	発行	翻刻印刷	翻刻発行	文部省検査済	表紙	頁数	定価	印刷所	備考
1	1年一類	19. 1. 21	19. 1. 25				横	88	非売品	三協印刷	
2	同上	19. 1. 25	19. 1. 25	19. 1. 25	19. 3. 5	19. 1. 25	横	88	36	大日本印刷 三協印刷	
3	同上	19. 1. 25	19. 1. 25	19. 1. 25	19. 3. 5	19. 1. 25	たて	88	36	大日本印刷	墨塗り

表3は大田邦郎による『中等数学一 第一類』(国定)の発行状況一覧である²⁶⁾。今回報告する資料は表3の「3」であるが、「2」との違いは表紙の横書き、縦書きのみである。大田によれば、19年4月までに発行された『中等数学』教科書の表紙は基本的に横書きで、19年12月に修正発行された『同一 第二類』や『同二 第二類』の表紙は縦書きなので、今回の資料も(奥付はそのままだ)12月以降追加発行されたものではないかと想像されるとのことである。

ここでは、筆者の手元の資料の関係で表3の「1」の教科書と対照することにする。「3」の表紙は縦書き、「1」は横書きになっている。何れも奥付の発行日は19年1月25日、「1」には同3月5日「翻刻発行」の記載もある。

以下では、「3」にある8ヶ所すべての墨ぬり箇所を左側に示し、対応する「1」を右側に示して比較する。

「3」と「1」は内容はほとんど同じだが、言葉遣いや版組みが若干異なるため、少しずれた部分もある。

『中等数学一 第一類』は、「第一章 図表と式」「第二章 比例」「第三章 正の数負の数」の3章からなり(実際には「第一章」等の表記はない)、それぞれに5~8の節がある。

(1)汽船のトン数

図1は第一章の「一 統計図表〔一〕」にあるもので、表からグラフを作成したり、それを考察したりする問題が合計9問並んだうちの8問目である。

「昭和14年の世界各国の汽船総トン数」の表から各国の割合を図に示す問いで、軍艦という記述ではないため前項9月20日の通知でいう「(イ)国防軍備」には直接該当しないものの、それへの抵触を配慮したものと思われる。

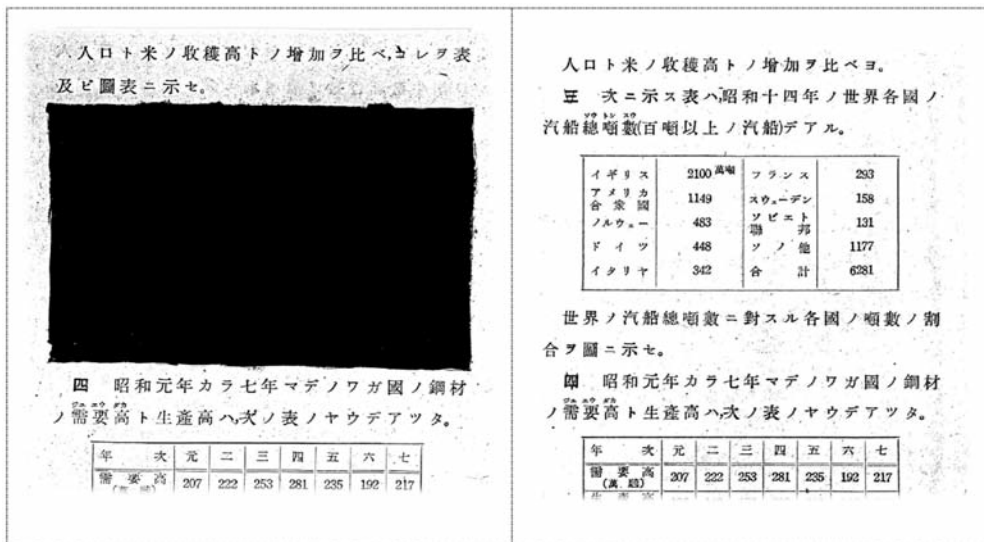


図1 p. 4 「汽船のトン数」

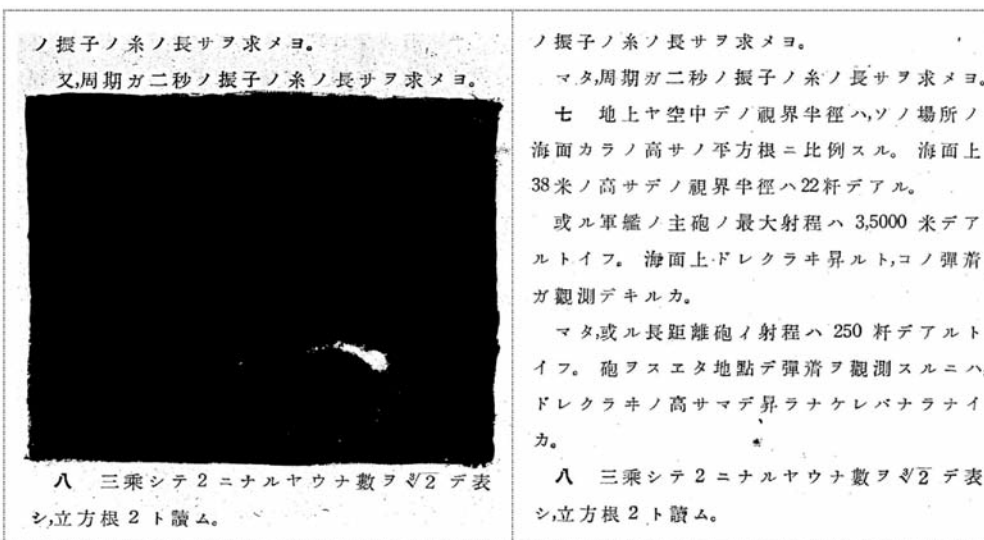


図2 p.42 「視界半径」

(2)視界半径

第二章の「六 平方根」は、本文に6問、節末に10の問題が並び、図2は節末問題の7番にあたる。図3の円弧を地球としたとき、近似的に $r = k\sqrt{h}$ が成立つことから無理関数の一例として『数学2 第二類』の時代から取り上げられてきた「視界半径」に関する問である。今日中学3年で登場する平方根について、さらに「平方根に比例する」関係の学習にまで発展させる、興味深い例ではあるが、「軍艦の主砲」「長距離砲」などが明らかに「(イ)国防軍備」に抵触する内容であるため、問題全文が削除されている。

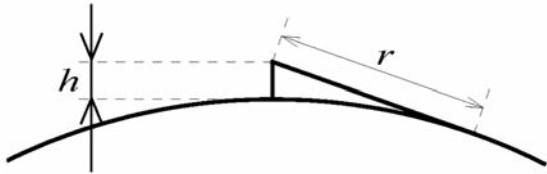


図3 視界半径

(3)爆風の圧力

図4は、第二章全体の章末にある11の「種々の問題」の冒頭にある問である。「爆裂点」からの距離が10倍になると風圧が100分の1になるという表を用いて、2乗に反比例する関数を学ぶこの問は、関数そのものだけでなく、計算には平方根表など数表の活用が必要になる。今日と比較しても、中学1年生としてはかなり高度な内容を有している。「爆風の圧力を二種の爆弾について調べた」問題はいかにも時局を反映したものであり、露骨な「(イ)国防軍備」の内容である。

(4)兵士の行軍

第三章は正の数負の数の単元であるが、それを用いて第六節で座標を取り入れ、続いて「七 等速運動の図表」という構成になっている。「図表」はグラフの意味

である)。図5はその冒頭で、「徒歩兵と騎馬兵が85m/分、100m/分で東に向かって進んで行く。」から、「正午からx分後には…(中略)…正門の東何mのところにいるか。これを式に書き表せ。」までが大きく墨ぬりにされている。状況設定の部分がすべて削除されたため、墨ぬりを免れた「問二」単独では、全く意味をなさなくなっている。

この問はさらに続くが、同じように「徒歩兵が学校の正門前を通り過ぎた時、同じ道路上を80m/分の速さで西に進む生徒が、徒歩兵の前方600mのところに来た」という部分だけを墨ぬりするために、そのあとの問題が無意味になってしまっている。府県や学校現場に墨塗りが委ねられたために、数学的な内容が充分考慮されることなく、軍事に関する文言のみに注目して実施された様子が伝わってくる。

「等速運動の図表」の節は、本文に5問、節末に4問、ほとんど問いが並んでいるだけの構成で、兵士の行軍の様子は1次関数の教材としてその後も登場し、図6に示したように、節末問題では2問が一挙に削除されている。「二」は徒歩兵が北へ、乗馬兵が南に進む様子をグラフにし、両者の距離が40kmになる時刻を求めるもの、「三」は行軍する様子を表したグラフから速度を求める問題である。

等速運動に引き続くのは章末の「八 種々の問題」である。図7は、全9問のうち「八」(比較した表3「1」の教科書では1問少ないため「七」。「八」はなぜか欠番)である。やはり兵士の行軍の様子を表すグラフで、そこから休憩している時間と距離を読み取って、直線で表された進路の図に記入するという問である。兵士の行軍を用いた一連の問いは、9月20日の通知でいえば「(ロ)戦意高揚」を目的としたものとして削除されたと考えられる。

八 種々ノ問題

二 惑星ハ太陽ノマハリヲ一定ノ周期デ廻

八 種々ノ問題

一 次ノ表ニ示スノハ爆風ノ壓力ヲ二種ノ爆彈ニ就イテ調べタ結果デアル。

爆彈ガ炸裂シタ點カラノ距離ト風壓トハ大體ドンナ關係ニナツテキルカ。

人間ノ耐ヘラレル爆風ノ壓力ハ凡ソ每平方呎7 疋デアルトイフ。コノ爆彈デハ炸裂點カラ凡ソ何米グラキ離レテキルト耐ヘラレルカ。

爆彈重量 (疋)	炸裂點カラノ距離ニヨツテ違フ壓力(疋/平方呎)		
	1米	10米	100米
50	128	1.28	0.0128
1800	7520	75.2	0.752

二 惑星ハ太陽ノマハリヲ一定ノ周期デ廻

図4 p.48「爆風の圧力」

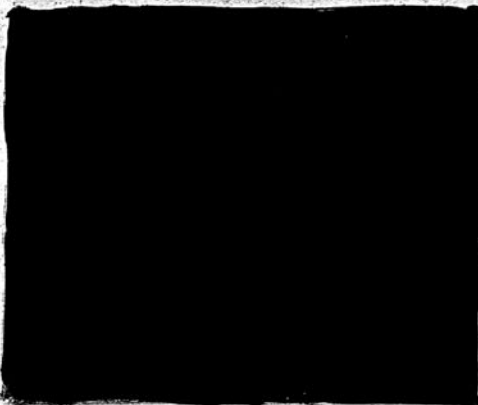
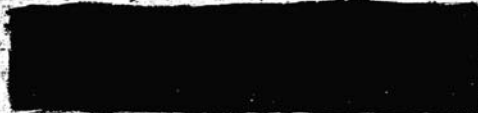
<p>七 等速運動ノ圖表</p>  <p>問二 上ノ各ノ式デ、xヲ $-3, -10$ トスルト、式ノ値ハドウナルカ。 ソレハドノヤウナコトヲ表シテキルト考ヘラレルカ。</p>	<p>七 等速運動ノ圖表</p> <p>學校ノ正門前ヲ東西ニ通ジル道路ガアル。 今、ソノ道ヲ徒歩兵ト乗馬兵ガ、毎分八十五米、百米ノ速サデ東ヘ向カツテ進ンデ行ク。 正午ニ徒歩兵ハ正門ノ前ヲ通り過ギ、ソノ時乗馬兵ハ徒歩兵ノ後方六十米ノ所ニキタ。 問一 正午カラ3分後ニハ、徒歩兵ハ正門ノ東何米ノ所ヲ進ンデキルカ。 乗馬兵ニ就イテハドウカ。 正午カラx分後ニハ、徒歩兵乗馬兵ハ正門ノ東何米ノ所ニキルカ。 コレヲ式ニ書キ表セ。 問二 上ノ各ノ式デ、xヲ $-3, -10$ トスルト、式ノ値ハドウナルカ。 ソレハドノヤウナコトヲ表シテキルト考ヘラレルカ。</p>
 <p>問五 正午カラx分後ニ生徒ハ正門ノ東何米ノ所ニキルカ。コレヲ式ニ書キ表セ。</p>	<p>徒歩兵ガ學校ノ正門前ヲ通り過ギタ時、同ジ道路上ヲ毎分八十米ノ速サデ西ニ進ム生徒ガ、徒歩兵ノ前方六百米ノ所ニキタ。 問五 正午カラx分後ニ、生徒ハ正門ノ東何米ノ所ニキルカ。コレヲ式ニ書キ表セ。</p>

図5 p.81 「徒歩兵と乗馬兵」

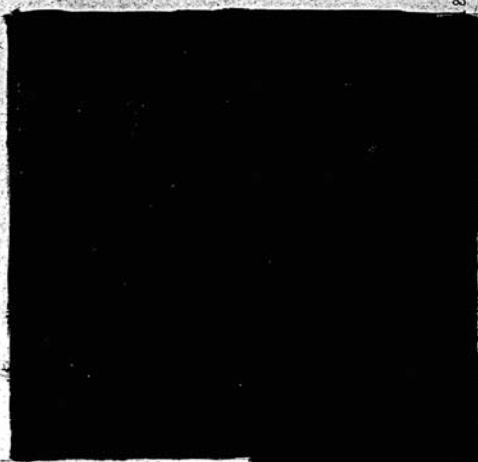
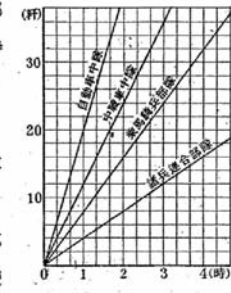
<p>83</p>  <p>四 次ノ各ノ式ニ就イテ、xノ値ヲ種々ニ變ヘルト、ソレニ對應スルyノ値ガドノヤウニ變</p>	<p>83</p> <p>二 或ル村ヲ同時ニ出發シテ、徒歩兵ハ毎分八十六米ノ速サデ北ヘ進ミ、乗馬兵ハ毎分百米ノ速サデ南ヘ進ンデキル。 兩者ノ進行ヲ示ス式ト圖表ヲ作レ。 徒歩兵ト乗馬兵トノ距離ガ、四十軒ニナル時刻ヲ圖表デ求メヨ。</p> <p>三 右ノ圖表ハ、各部隊ノ行軍スル距離ト時間トノ關係ヲ示シタモノデアル。 コノ圖表カラ、各部隊ノ行軍速度ヲ求メヨ。</p> <p>四 次ノ各ノ式ニ就イテ、xノ値ヲ種々ニ變</p> 
--	--

図6 p.83 「徒歩兵と乗馬兵」 「部隊の行軍速度」

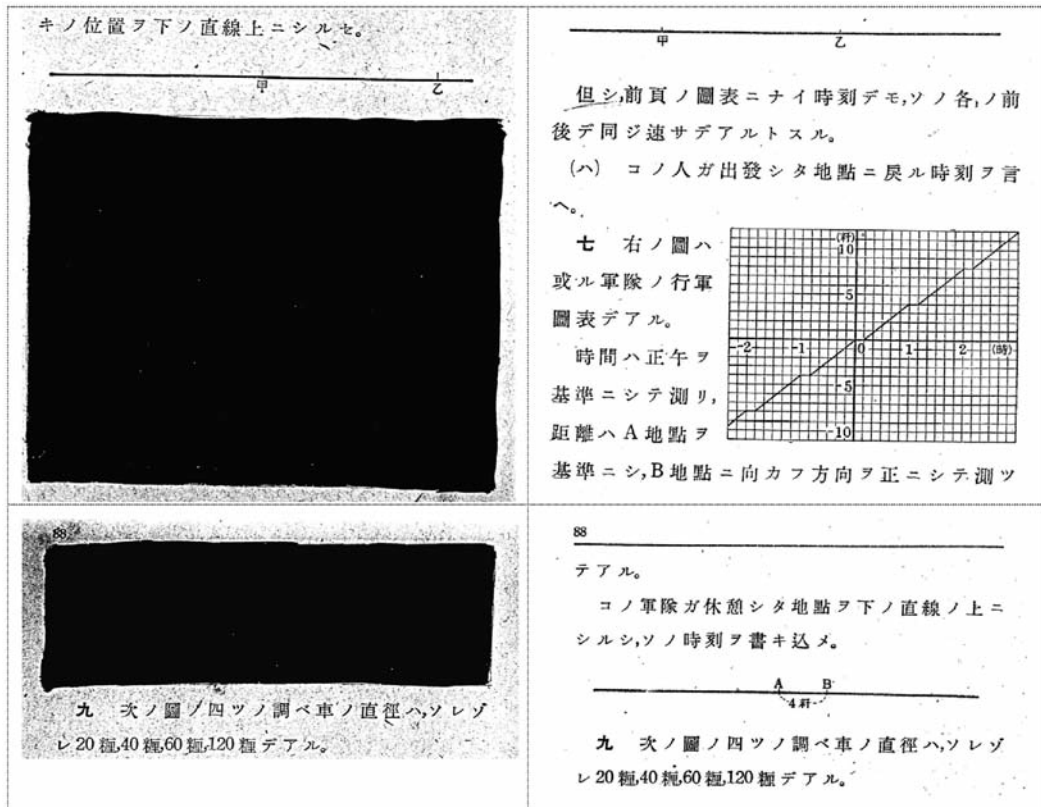


図7 p.87-88 「部隊の行軍グラフ」

5. 墨ぬり「残し」箇所と昭和21年の暫定教科書

今回参照した『数学一 第一類』の場合、神社や神道に関する記述はなく、墨ぬりされた時期とGHQによる昭和20年10月の指示との関連は明らかではない。しかし、同21年1月の文部省通知では詳細に削除指示の出された戦地や領土の地名に関する記述が、この『数学一 第一類』ではいくつもそのまま残されている。

図8は教科書冒頭の「一 統計図表〔一〕」の問1に示された、世界各国の人口に関する表である。図9は同じ節の練習問題「一」にある表で、「自然増加数」などを求める問いである。他にも、p.19と39、41にはそれぞれ地名を伴う「米の生産額」や「島の面積」、「各国の面積」の表が、墨ぬりされずにそのまま残っている。21年1月25日の通知で例示された地名などの内容が削除されていないことから、まだ「国体の護持」の文言が残っていた昭和20年9月の文部省「新日本建設の教育方針」の時期に、この墨塗りが行われたことが想像される。時期について確実なことは言えないが、やや不徹底な削除は学校現場での混乱した様子とともに、それでも一刻も早く授業を再開しようとした意気込みのようなものを感じることができるのである。

もちろん、昭和21年に発行された暫定教科書ではこうした部分が大きく変更されている。例えば、図8に示した問いはそのまま残されているが、表は図10のように差し替えられている。また、図9の表のある問いは問題そのものが削除され、以下の問題が繰り上げら

世界總人口	22,0420 萬人
日 本	1,0509
滿 洲 國	4323
中 華 民 國	4,4661
タ イ	1520
ビ ル マ	1682
フィリピン	1636
ソビエト聯邦	1,9306
ド イ ツ	9701
イギリス	4775
アメリカ合衆國	1,3141

図8 p.1 「世界の人口」

	人 口	出 生	死 亡
内地	6925 萬人	2191 千人	1162 千人
朝鮮	2290	640	430
臺灣	521	234	106
樺太	33	11	5

図9 p.3 「出生数・死亡数」

世界総人口	22,042,054人
日本	7125
中華民国	4,4661
ソビエト連邦	1,9306
イギリス	4775
アメリカ合衆国	1,3141

図10 図8に対応する暫定教科書の表

れている。他も、「島の面積」を除いてすべて問題ごと削除されている。長崎は、昭和21年の暫定教科書『中等数学一 第一類』が、昭和19年の国定教科書を原本としていることを示しており²⁷⁾、実際他の部分の多くが踏襲されていることを見ても、21年1月の文部省通知はこの段階で中等学校教科書にもほぼ完全に反映されたことがわかる。

おわりに

中等学校の墨ぬり教科書は現存するものが極めて少ない。今回出会った『中等数学一 第一類』も、学校教育における教科書の役割をあらためて深く考えさせられるとともに、一刻も早い授業の再開を望んだ当時の教師や生徒、地域の人々の思いが伝わってくるようで、胸が熱くなる。この教科書のあった海南歴史民俗資料館には、その供給が十分でなかったといわれる昭和21年の暫定教科書も何冊か保存されており、教育熱心であった地域の様子を垣間見することもできる。こうした地域の教育史料の収集や整理、可能な限りの公開に今後も取り組んでいきたい。

本小論の発表に際し、資料の探索にたいへん親切にご協力いただいた海南市立海南歴史民俗資料館の土佐館長はじめスタッフの皆さん、及び有益な示唆をいただいた大田邦郎千葉大学教授に深く感謝いたします。

参考文献

- [1] 中村紀久二監修『文部省著作戦後教科書解説』、大空社、1984年
- [2] 『複製墨ぬり教科書解説』、大空社、1985年
- [3] 長崎栄三「中等数学第一類・第二類の墨塗りと暫定教科書—終戦直後の中学校数学教育—」、『学芸大数学教育研究』第11号、1999年
- [4] 大田邦郎「昭和21年度使用の中等数学『暫定教科書』について」、『数学教育史研究』第2号、2002年

- [5] 吉田裕久『戦後初期国語教科書史研究』、風間書房、2001年
- [6] 菅 道子「終戦直後における音楽教科書の『墨塗り』措置—『儀式唱歌』の取扱いを中心に—」、『和歌山大学教育学部紀要(教育科学)』第52集、2002年
- [7] 磯辺ゆかり、江利川春雄「『墨ぬり』英語教科書の実証的研究」、『和歌山大学教育学部紀要(人文科学)』第56集、2006年

注

- 1) 昭和20年9月15日文部省「新日本建設の教育方針」、『近代日本教育制度史料』(以下『史料』と略す)第18巻、p.488
- 2) 『墨ぬり教科書：国民学校初等科国語教科書』全13冊、大空社、1985年
- 3) 参考文献 [3]、p.71
- 4) 参考文献 [4]、p.16
- 5) 参考文献 [4]、p.19
- 6) 『史料』第18巻、p.488
- 7) 同上、p.488
- 8) 「第23編 教育に関する占領政策及び教育改革 解説」、同上、p.479
- 9) 『史料』第25巻、p.279
- 10) 参考文献 [1]、p.16。なお、同様の指摘が、参考文献 [2] p.21、及び同 [3] p.71にもある。
- 11) 参考文献 [1]、p.15
- 12) 『史料』第23巻、p.215
- 13) 『史料』第18巻、p.477
- 14) 『史料』第18巻、p.501
- 15) 『史料』第18巻、p.503
- 16) 『史料』第16巻、p.542
- 17) 参考文献 [3]、p.71
- 18) 『史料』第25巻、p.280
- 19) 『史料』第18巻、p.508
- 20) 『史料』第22巻、p.554
- 21) 『史料』第22巻、p.555
- 22) 『史料』第18巻、p.502
- 23) 『史料』第25巻、p.280
- 24) 参考文献 [1]、p.23
- 25) 参考文献 [3]、p.71
- 26) 作者より直接資料を拝見させていただいた。
- 27) 参考文献 [3]、p.72

(本小論は、「実践的地域連携教育推進事業(附属・公立)」による研究の一部として作成しました。)